

2023年5月15日

各 位

会 社 名 丸 三 証 券 株 式 会 社

(コード番号:8613 東証プライム)

代表者名 代表取締役社長 菊地 稔

問合せ先 執行役員企画部長 吉岡 一哉

TEL 03-3238-2301

## 当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新を決議し、同年6月22日開催の定時株主総会において株主の皆様への承認をいただきました(以下、当該承認に基づき更新された対応方針を「旧防衛策」といいます。)。旧防衛策は2023年6月22日開催予定の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。))の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

当社は、2023年5月15日開催の取締役会にて、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、旧防衛策を一部改訂のうえ更新すること(以下更新後の買収防衛策を「本対応方針」といいます。))を決議いたしましたので、お知らせします。

旧防衛策からの主な改訂箇所は、次のとおりであります。

- ① 「大規模買付行為」及び「大規模買付行為者」の定義を一部見直しました。
- ② 大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合に当社宛にご提出いただく意向表明書の記載事項、及び本必要情報(下記4.において定義します。以下同じです。)の一般的な内容を詳細化、明確化しました。
- ③ 本必要情報の追加提供の要求を行う場合における最終の回答期限を、原則として当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付した日から起算して60営業日を超えないものとするを明記しました。
- ④ 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動に際して、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の開催を必須としました。
- ⑤ 手続不遵守買付行為者(下記3.において定義します。))への対応策の発動に際して、特別委員会が株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催することとしました。

なお、当該取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本対応方針につき一切異議はありませんでした。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、①特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。)、又は③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。))との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>4</sup>を樹立するあらゆる行為<sup>5</sup> (但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような

<sup>1</sup> 特定株主グループとは、(i)当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者(i)又は(ii)の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)、並びに(iv)上記(i)乃至本(iv)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引(ToSTNeT-1)により当社の株券等を譲り受けた者を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

<sup>2</sup> 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

<sup>3</sup> 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

<sup>4</sup> 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。以下同じです。

<sup>5</sup> 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします(かかる判断にあたっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。)。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。以下同じです。

場合に限ります。)を意味し(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。)、  
「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

本日現在、当社株券等の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。2023年3月31日現在の株主の状況は、別紙Iのとおりです。

なお、法令等<sup>6</sup>に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

---

<sup>6</sup> 法令等とは、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等を総称していいます。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

## 1. 当社の経営理念等について

### (1) 当社の経営理念について

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこのような公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

### (2) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は2003年6月より執行役員制度を導入し、全社的な意思決定に関与する者を取締役とし、担当部門の業務執行に責任を負う者を執行役員とすることにより、取締役数を15名から7名に減少させ、意思決定の迅速化を図りました。同時に、証券業に精通した常勤の社外取締役1名を選任し、取締役会の意思決定の透明性確保と監視機能の強化を図りました。以後、社外取締役を段階的に増員し、2023年3月末日現在では、取締役7名のうち4名が社外取締役となっており、取締役会議長を社外取締役が務めております。また取締役会の活性化を図るため2016年6月からは、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役2名を含む4名の監査役が取締役の業務執行の状況の監査を行っております。また、当社は、監査役の監査機能の強化のため、監査役と内部監査部門との連携強化を図っております。具体的には、当社は、2010年3月から、社外取締役、監査役、監理本部担当役員の連携を目的とした定例の会合を設置しております。

会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツとの間で会社法監査及び金融

商品取引法監査についての監査契約を締結しております。

なお、2023年3月末日現在において、当社は社外取締役4名と社外監査役2名を、東京証券取引所の定める一般株主と利益相反の生ずるおそれのない「独立役員」として、東京証券取引所に届け出ております。また、本定時株主総会に提出する取締役選任議案について株主の皆様のご承認をいただくと、社外役員は6名(社外取締役4名、社外監査役2名)の体制が維持され、その全員を「独立役員」として東京証券取引所に届け出る予定です。

2019年6月には、代表取締役の選解任、及びその判断基準に関し、より一層の透明性を確保するため、任意の委員会として新たに指名委員会を設置しました。また取締役の報酬と執行役員の報酬の決定プロセスに、より一層の客観性と透明性を確保するため、2004年6月に設置した任意の報酬委員会を、任意の取締役報酬委員会と執行役員報酬委員会に改組しました。

## 2. 本対応方針の目的

本対応方針の目的は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止することにあります。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、会社支配権の取得を意図して会社経営陣の事前の了承を得ることなく大量に株式を買い付けようとする事例も少なくありません。かかる株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保すること等が重要であり、株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を更新することとしました。

## 3. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のい

れかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

①特定株主グループの議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付行為

又は

③上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限りません。)

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの内容は、別紙Ⅱのとおりです。)に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があるると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者<sup>7</sup>による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者か否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じです。)を付すこととします。

<sup>7</sup> (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(i)又は本(ii)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記(i)又は本(ii)に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとしたします。)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず特別委員会(その概要は以下の 6.(1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合を除いて、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。なお、本対応方針の手続の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

#### 4. 本対応方針の内容

##### (1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様のご判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手続に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項証明書(又はそれらに相当するもの)並びに直近 5 事業年度に係る単体及び連結の計算書類若しくは財務諸表を併せて提出していただきます。

##### ①大規模買付行為者の概要

- イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ロ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役(又はそれに相当する役職。以下同じです。)及び監査役(又はそれに相当する役職。以下同じです。)それぞれの氏名及びその過去 10 年間の経歴
- ハ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
- ニ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者(持株割合又は出資割合上位 10 名)及び実質支配株主(出資者)の概要
- ホ) 国内連絡先
- ヘ) 大規模買付行為者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
- ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対

する持株割合ないし出資割合

②大規模買付行為者が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付行為者の当社の株券等の取引状況

③大規模買付行為者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付行為者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

当社は、この意向表明書の受領後 10 営業日以内(初日不算入)に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただきます。

なお、本必要情報の一般的な項目は別紙Vのとおりです。その具体的内容は、大規模買付行為者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でない判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するように求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただきます。

本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付した日から起算して 60 営業日を超えないものとします(但し、大規模買付行為者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。))。

(2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報(追加により提出を求めた本必要情報を含みます。以下同じです。)の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される「重要提案行為等」をいいます。以下同じです。



券等の全ての買付けの場合には 60 日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には 90 日間(初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「評価期間」といいます。)として設定します。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報が提出されたと認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について情報開示を行います。

なお、大規模買付行為者は、下記 5. に従い、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に係る当社としての最終的な判断がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

### (3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針更新後の委員候補者は、別紙VIのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めることができます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰返し行うことができますが、最終の回答期限は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、当社取締役会が最初に本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付した日から起算して 60 営業日を超えないものとします(但し、大規模買付行為者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。)

### (4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らか

にした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、(a)当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当する場合、(b)当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は(c)当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合のいずれかに該当する場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告することとする一方、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者(上記(b)参照)とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ②当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じです。)に移転させることにある大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する目的で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
- ④当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
- ⑤大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収(最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為

また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある場合(上記(c)参照)とは、例えば次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ①当社株主、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企

業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為

- ②大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件(買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。)が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
- ③大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ④大規模買付行為が行われる時点の法令等(行政指導、裁判結果を含みます。)により、当社の企業価値ないし株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

## 5. 当社取締役会による判断

### (1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、上記 4.(4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。この場合の本新株予約権の無償割当てについては、原則として、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとしますが、特別委員会が株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件につきましては、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

### (2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が上記 4.(4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合

は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。この場合、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとします。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催いたします。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件につきましては、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたくうえで取締役会の決議により決定することとします。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

### (3) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めるときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重します。

### (4) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記 4.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後 10 営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

### (5) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

### (6) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対応策の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則

として、本新株予約権の無償割当ての効力発生の権利付最終日以降の中止は行いません。

## 6. 透明性及び公正性確保のための措置

### (1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙VIのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問の上、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対応策を講じることがないように、制度的な担保を設けています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとし、その招集が確実に行われるよう配慮しています。

本対応方針の更新について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の更新後の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙VIのとおりです。

### (2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手續において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手續の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手續を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることとなります(別紙II新株予約権ガイドラインご参照)。

## 7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として更新するものとします。また、本対応方針の有効期間は、2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

## 8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

### (1) 本対応方針更新時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針更新時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の更新により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のために行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記 3. に記載の行使条件及び当社による新株予約権の取得条項が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切な開示を行います。

### (3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記 5.(6)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することがあります。この場合、当社取締役会は、適時且つ適切な開示を行いますが、株価の変動により不測の損害を受ける可能性がありますのでその点には予めご留意ください。

### (4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要なとなる手続

#### ① 本新株予約権の無償割当ての手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する

普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けますこととなります。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります(なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

## 9. 本対応方針の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を充足しており、高度な合理性を有するものです。さらに、本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容についても踏まえております。また、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

### (3) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適時且つ適切に開示を行います。

### (4) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に更新するものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。



さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

#### (5) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないように、機能するものとされています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、本対応方針は、当社株主総会で1年毎に選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対応策の発動を中止することもできるように設計されております。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

#### (7) 対応策の発動にあたって金員等を交付する買収防衛策ではないこと

当社は従前より、本対応方針に基づき、対応策の発動として、本新株予約権の無償割当てを実施する場合であっても、当社が大規模買付行為者に対し、金員等の交付を行うことは予定しておりません。これは、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」において示された考え方を踏まえたものです。

以 上

別紙I

当社大株主の状況(2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 300,000,000 株
2. 発行済株式の総数 67,398,262 株
3. 株主数 70,733 名
4. 大株主(上位 10 名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,292	9.60
日本生命保険相互会社	5,230	7.98
公益財団法人長尾自然環境財団	4,746	7.24
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,683	2.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	971	1.48
株式会社みずほ銀行	940	1.43
長尾 愛一郎	902	1.38
日本カストディ銀行株式会社(信託口)	798	1.22
丸三証券従業員持株会	653	1.00
JP MORGAN CHASE BANK 385765	253	0.39

(注)出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

## 別紙II

### 新株予約権ガイドライン

#### 1. 目的

新株予約権ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、当社が2023年6月22日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に更新する当社株券等<sup>9</sup>の大規模買付行為に対する対応方針(以下「本対応方針」という。)に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

#### 2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

##### (1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めるときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。この場合の本新株予約権の無償割当てについては、原則として、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとするが、特別委員会が株主総会の承認を予め得ることを条件として当該勧告を行った場合、又は、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとする。株主総会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに開催する。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件については、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとする。

---

<sup>9</sup> 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味する。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者又は当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合は、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。この場合、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催するものとする。また、株主総会における本新株予約権の無償割当てを実施するか否かに係る議案の決議の要件については、当該大規模買付行為者による大規模買付行為の態様その他の事情を勘案の上、特別委員会の勧告を受けたうえで取締役会の決議により決定することとする。

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

### 3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者((i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(i)又は本(ii)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記(i)又は本(ii)に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとする。)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイド

ラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。)による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約<sup>10</sup>を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数<sup>11</sup>以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

#### 4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると思われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

#### 5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

#### 6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適時且つ適切な開示を行うものとする。

---

<sup>10</sup> 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。

<sup>11</sup> 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1%とする。

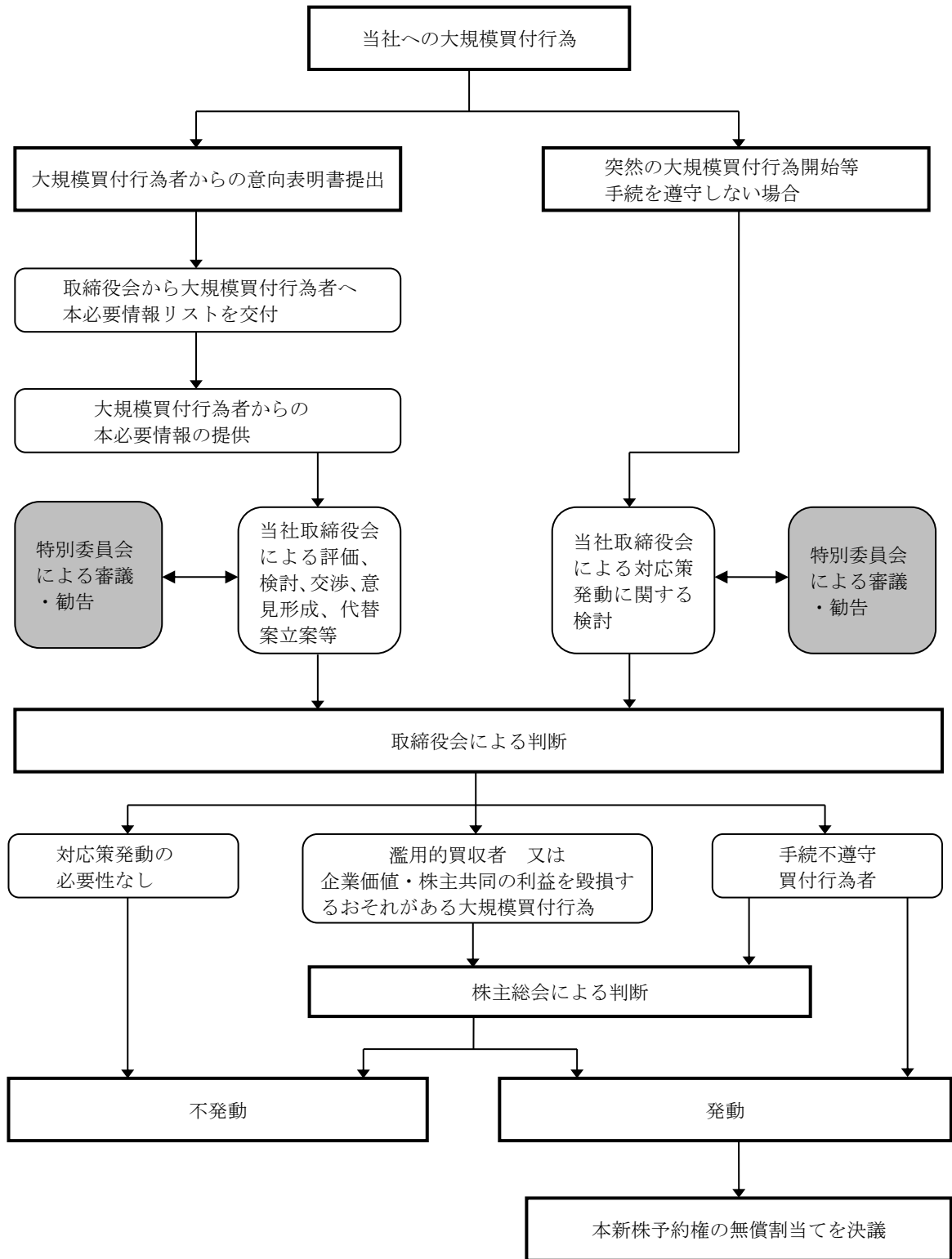
## 7. 本ガイドラインの改廃

当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

以 上

別紙III

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本対応方針のご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

## 別紙IV

### 新株予約権の概要

#### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につ  
き1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である  
株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の  
所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当  
たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数(以下「対象株式数」と  
いう。)とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を  
行うものとする。

#### 3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

#### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額  
の金銭とする。

#### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を  
要する。

#### 6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上とな



る大規模買付行為者及びその一定の関係者<sup>12</sup>による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国 1933 年連邦証券法の下におけるルール 501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

## 7. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の第三者が譲渡等により新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

## 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

## 9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

以 上

---

<sup>12</sup> (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記(i)又は本(ii)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は上記(i)又は本(ii)に該当する者の「関連者」とみなすことができるものとする。)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

## 別紙V

### 本必要情報の一般的な項目

1. 大規模買付行為者及びそのグループ(主要な株主又は出資者(直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じです。)、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じです。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去 10 年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)、並びに役員の氏名、過去 10 年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)等を含みます。)
2. 大規模買付行為者及びそのグループの内部統制システム(グループ内部統制システムを含みます。)の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
3. 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等保有割合、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、並びに大規模買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
4. 大規模買付行為の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
5. 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。)の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。)
6. 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。)の有無及び意思連絡があ

る場合はその具体的内容及び当該第三者の概要

7. 大規模買付行為者及びそのグループによる、当社の株券等の保有状況、当社の株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
8. 大規模買付行為者及びそのグループが既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
9. 大規模買付行為者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
10. 大規模買付行為の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
11. 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
12. 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
13. 大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性(なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
14. 大規模買付行為の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
15. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接的であるか間接的であるかを

問いません。)及び関連が存在する場合にはその詳細

以上

## 別紙VI

### 特別委員会の概要及び委員候補者の紹介

#### 1. 特別委員会の概要

##### (設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

##### (構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

##### (任期)

選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

##### (役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要なとする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員候補者の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略 歴：1990年 4月 最高裁判所司法研修所  
1992年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)  
1992年 4月 長島・大野法律事務所  
1997年 9月 カークランド・アンド・エリス法律事務所  
1998年 4月 ニューヨーク州弁護士資格取得  
1999年 9月 メリルリンチ証券会社東京支店  
2001年 1月 メリルリンチ日本証券株式会社  
2003年 4月 U F J ストラテジックパートナー株式会社へ出向  
2004年 8月 T M I 総合法律事務所パートナー(現在に至る)  
2019年 6月 ナイス株式会社 社外監査役(現在に至る)  
2021年 6月 株式会社アイシン 補欠監査役(現在に至る)

森 郁夫(もり・いくお)

略 歴：1973年 4月 大和証券株式会社 入社  
2001年 6月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員(米州担当)  
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO  
2005年 4月 株式会社大和証券グループ本社 常務執行役(米州部門担当)  
兼 アメリカ大和証券株式会社 会長兼CEO  
2006年 4月 大和証券 SMBC 株式会社 常務取締役(海外上席担当)  
兼 国際業務企画担当  
兼 大和証券 SMBC アジアホールディング B.V.社長

2007年 4月 大和証券 SMBC 株式会社 代表取締役専務取締役  
兼 株式会社大和証券グループ本社 専務執行役  
(ホールセール部門副担当)

2009年 7月 クロス・ブラザーズ・コーポレート・ファイナンス社  
取締役会長  
兼 大和証券 SMBC 株式会社 顧問

\*2010年 5月 大和コーポレート・アドバイザーパートナーズ  
・リミテッド 取締役会長  
兼 大和証券 SMBC 株式会社 顧問

2011年 4月 帝京大学経済学部経営学科教授

2014年 5月 株式会社日本ミャンマーコンサルタンシー 取締役会長  
(現在に至る)

2017年 4月 帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授

2018年 12月 東京コーポレートパートナーズ株式会社 代表取締役社長  
(現在に至る)

2019年 3月 帝京大学・帝京大学短期大学教授 退任

\*合併による商号変更

主な公職：1999年 6月 ニューヨーク証券取引所 国際資本市場委員会委員  
2006年 6月 日本広東経済促進会委員  
2006年 6月 日本天津研究会委員  
2007年 11月 経済産業省産業構造審議会産業金融部会メンバー

正田 郁夫(しょうだ・いくお)

略 歴：1979年 4月 大和証券株式会社入社  
1997年 7月 同社所沢支店長  
2000年 7月 同社徳島支店長  
2002年 2月 同社投資信託部長  
2004年 2月 同社新宿センタービル支店長  
2005年 10月 同社北関東グループマネージャー兼宇都宮支店長  
2007年 4月 同社執行役員 営業担当  
2009年 4月 同社常務執行役員 営業担当  
2011年 4月 大和証券投資信託委託株式会社  
取締役兼専務執行役員 (商品本部長)  
2016年 4月 同社顧問

2018年 5月 日本賃貸住宅投資法人 執行役員  
2020年 4月 大和証券リビング投資法人（合併による社名変更）執行役員  
2021年 6月 当社社外取締役（現在に至る）

以 上